

妹背牛小学校いじめ防止基本方針

いごごちのよい学校をめざして

令和5年6月

「いじめ」とは何か

字どもに対して、その学校に通学しているなど、関係のある他の字どもが、心理的または物理的にこうげきすること(インターネットでのことも入ります)。 そのこうげきによって字どもが心のいたみを感じているもの。

(「いじめ防止対策推進法」より)

いじめの問題にすばやく、 そして発生汚みんなで解決していきます

いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものです。だれでも、いじめをされるかもしれませんし、いじめをしてしまうかもしれません。そのような著えのもと、いじめがおきたときのやくそくを決めます。このやくそくをもとに、けんかなど、芳達どうしで生まれたトラブルやいじめの

問題を解決し、神萱りしていく方を身につけ、社会の中で、首立し、ねばり強く、たくましく生きていくことができる方を育んでいきます。そのため、すべての子どもに対して、いじめに向かわせないための取り組みや、草く見つけ(気づき)、草く解決していくための進め方を決めます。そうすることで、みなさんやその家族の人が、学校生活を登心してすごしたり、いじめをさせないようにしたり、いじめに関係した人達の心のサポートにつなげていきます。



「いじめ」を防止するために

(1) 学級の活動をしっかり行います。 児童アンケートやローリテストなどを使い、発生と子ども、子ども同士が信じあい、わかりあうことを大切にして学級の活動をすすめます。また、「分かる・できる授業」になるように授業を進めます。 そのために、授業の選めだに決まりをつくり、みなさん一人一人が満足できるように指導します。

(2) 道徳教育をしっかり行います。

みなさんが「首分にはよいところがある」という気持ちを高められるように、道徳科を や心に道徳教育をしっかりと蓮め、豐かな心を養てます。

(3) みなさんの悩みを受け止め、一緒に考えます

第3首の教育和談週間を行ったり、第2首の「いじめアンケート」の後に担任の先生が教育和談を行ったりして、みなさんの悩みな心配事を聞きます。必要があればスクールカウンセラーの先生による相談もできます。

(4) 児童会活動・縦割り班活動を進めます。

児童会を守心に、いじめを積縮する気持ちを 高める取り組みを進めます。また、縦割り班 活動など、ちがう学年の父といっしょに活動す るやで、よりよい人間関係のつながり芳を夢び ます。

(5) インターネット等を通じて行われて いるいじめを防ぎます。

どれくらいインターネットを使っているかを聞き、インターネットの高険や、してはいけないことを指導します。また、ネットパトロールを行い、ネット上の情報を調べたり、みなさんやお蒙の人に気を付けることを知らせたりしてネットトラブルを勝ぎます。

(6) 保育所や中学校と協力していじめをなくします。

「いじめ」を早く見つけるために

- (1) 学校と保護者・地域が連携します。
 - みなさんとお家の人、学校がお宜いに信頼し合えるように、学校は、お家の人からの相談に、家庭訪問や面談を行い、素草く、誠実に対応します。また、必要があれば、教育委員会や児童相談所などと連携して解決に向けて取り組みます。
- (2) アンケートを行います。
 - 第2回の「いじめアンケート」をもとに、みなさん一人一人と話をして、 態いをくみ取ります。
- (3) 家庭学習のノートや日記を通して考えや気持ちを聞かせてください。
 みなさんの休み時間や放課後の活動の中での様子に自を配ったり、家庭学習のノートや日記などから友達についての悩みを聞いたりして、思いをくみ取ります。

「いじめ」を早く解決させるために

- ●いじめに関する相談を受けた場合,すぐに関係の先生方に報告し、事実かどうかを確認します。いじめの事実が確認されときは、いじめ防止対策委員会を開いて、解決させる方法を話し合い、先生方みんなで対応します。
- ●いじめを受けた予が登心して授業を 受けられるために、必要があるとき は、お家の人と相談して、別の教室 等で学習を行えるようにします。
- ●いじめをやめさせ、そして第びい じめを起こさせないように、いじめ を受けた字と、いじめを行った字 への指導と、お蒙の人への運絡など を行います。
- ●いじめの事実に係る情報を関係の 保護者にも知らせるための説明等を行います。
- ●犯罪行為として取り扱うべきいじめに ついては、教育委員会や警察署等と 連携します。

「いじめ」の解消

炎の2つが満たされている状態をいいます。

①いじめに驚る 行いが止んでいること

- ・いじめを受けた子本人とその保護者に対し、 面談等により確認します。

「いじめ」のない学校をつくるために

こんなことに応がけて生活します

- Oいじめは、「人として許されない」という強い心を持ちます。
- 〇友だちのよさや、 自分とのちがいを認めます。
- ○相手の気持ちを考えて、話したり行動したりします。
- ○社会のルールや学校のきまりを守って、落ち着いた生活をします。
- 友だちと協力しながら学校生活を送ります。

もし、いじめられたときは

〇一人で悩まずに、先生方や家族などの大人や友だちに**相談します**。

いじめを「見た」「聞いた」「相談され

- 〇知らないふりをしないで、 勇気を持って助けます。
- Oいじめをやめさせたり、 先生方や家族に伝えたりします。
- Oいじめられている人に、先生方や家族に相談するように話します。

相談できる窓口

北海道教育委員会「字ども相談支援センター」 ☎0120-3882-56 旭川地方法務局「字どもの人権110番」 ☎0120-007-110 「チャイルドライン」 ☎0120-99-7777

ませうしちょうきょうりくいりんかり 妹背牛町教育委員会「ピーポー相談室」

電話相談······月~壶 午前9時~午後5時···**☎ 32-2525**

メール相談…pipo@town.moseushi.lg.jp…パソコンや携帯から 24時間受付相談ポスト…町民会館、総合体育館のロビー